



2025年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社いよぎんホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 三好賢治
 (コード番号 5830 東証プライム市場)
 問合せ先 経営企画部長 立花宏司
 (TEL. 089-907-1034)

「株主さまご優待制度」の一部変更に関するお知らせ

株式会社いよぎんホールディングス(以下「当社」といいます。)は、本日開催の取締役会において、「株主さまご優待制度(以下「本制度」といいます。)」を一部変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、株主の皆さまに、長期にわたりより多くの当社株式を保有していただくことを目的として、本制度の内容を一部変更させていただくことといたしました。

2. 変更の内容(下線部が変更箇所)

(1) 現行の内容 (注)2025年3月末を基準日とする本制度まで適用いたします。

保有株式数	継続保有期間の定めなし
100株以上1,000株未満	ご優待品
1,000株以上5,000株未満	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)
5,000株以上	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)

(2) 変更後の内容 (注)2026年3月末を基準日とする本制度から適用いたします。

保有株式数	継続保有期間		
	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
100株以上1,000株未満	<u>対象外</u>	ご優待品	ご優待品
1,000株以上3,000株未満	<u>対象外</u>	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)
3,000株以上5,000株未満	<u>対象外</u>	ご優待カタログから選択 (5,000円相当)	<u>ご優待カタログから選択</u> <u>(10,000円相当)</u>
5,000株以上	<u>対象外</u>	ご優待カタログから選択 (10,000円相当)	<u>ご優待カタログから選択</u> <u>(15,000円相当)</u>

(3) 変更後のご優待カタログの内容 (1,000株以上保有の株主さま)

以下のコースより、いずれか1つをお選びいただけます。

A. 愛媛県産品コース・TSUBASA アライアンス共同企画特産品コース

(a) 愛媛県産品コース

愛媛県産品を掲載したカタログから、お好みの商品をお選びいただけます。

(b) TSUBASA アライアンス共同企画特産品コース

TSUBASA アライアンス参加行 (千葉銀行、第四北越銀行、中国銀行、伊予銀行、東邦銀行、北洋銀行、武蔵野銀行、滋賀銀行、琉球銀行、群馬銀行) のうち、当企画に参加する地方銀行の地元特産品等を掲載したカタログから、お好みの商品をお選びいただけます。

保有株式数	1,000株以上 3,000株未満	3,000株以上 5,000株未満		5,000株以上	
継続保有期間	1年以上	1年以上 3年未満	3年以上	1年以上 3年未満	3年以上
商品金額	5,000円相当	5,000円相当	<u>10,000円相当</u>	10,000円相当	<u>15,000円相当</u>

B. 株主さまご優待定期預金 (店頭表示金利+0.5%)

保有株式数	1,000株以上 3,000株未満	3,000株以上 5,000株未満		5,000株以上	
継続保有期間	1年以上	1年以上 3年未満	3年以上	1年以上 3年未満	3年以上
預入上限	100万円	100万円	<u>200万円</u>	200万円	<u>300万円</u>

C. 寄付 (「日本赤十字社」への寄付)

保有株式数	1,000株以上 3,000株未満	3,000株以上 5,000株未満		5,000株以上	
継続保有期間	1年以上	1年以上 3年未満	3年以上	1年以上 3年未満	3年以上
寄付金額	5,000円	5,000円	<u>10,000円</u>	10,000円	<u>15,000円</u>

3. 対象となる株主さま

毎年3月末を基準日とし、当社株主名簿に記録された100株以上保有の株主さまのうち、継続保有期間が1年以上の国内居住の株主さまを対象といたします。

なお、継続保有期間1年以上とは、株主名簿基準日(3月末および9月末)の株主名簿に保有株式数以上の保有記録が同一株主番号で3回以上連続している場合をいいます。また、継続保有期間3年以上とは、株主名簿基準日の株主名簿に保有株式数以上の保有記録が同一株主番号で7回以上連続している場合をいいます。

4. 適用開始時期

2026年3月末を基準日とする本制度より、変更後の制度を適用いたします。なお、初回の継続保有期間の判定は、2026年3月末から過去に遡って行うことといたします。

※2025年3月末を基準日とする本制度は、現行の制度を適用いたします。

以 上